

# 英国化学会

## 雑誌や論評における出版の為の倫理的指針

### 1.0 導入

科学職の基礎となるものの一つが、その科学職に就いている者が、お互いにとって、また公において望まれる行動や責任を概説する「行動規範」に応じることである。そのような行動規範は、科学が社会または科学職に従事している者に齎す利益を最大限に増加することを目的としている。科学の進歩が必要としているものは、即時の個人の利益を差し控えることになるかもしれないが、知識の共有である。

学術雑誌による科学的研究の出版は英国化学会（RSC）が化学コミュニティの為に尽力している重要な事柄の一つである。このサービスの要は、RSCが出版する学術誌上の原稿発表に関しての高い倫理的水準を維持する為に、編集者、著者そして審査員らが持つ特定の責任である。

この文書はこういった責任について概説するものである。

### 2.0 編集者（編集委員会委員や編集主幹も含む）

編集者らは以下の責任を負う：

#### 2.1

提出された原稿の受理の通知を、受領後2、3日以内に行い、提出された原稿の効率的、公正且つ適時な検閲工程を保証すること。

#### 2.2

提出原稿が出版されるか否かについての決定がなされるまでは、著者の許可なしに審査員という例外を除いては、如何なる人物にもその原稿の詳細を明示することなく極秘に取り扱う事。

#### 2.3

原稿の採用不採用に関わる最終決定を行う事。

#### 2.4

原稿の重要性、独創性、明瞭性や雑誌への関連性に拠ってのみ出版に向けた原稿の採用不採用を決定する事。

## 2.5

著者の知的独立を尊重する事。

## 2.6

生じる可能性のある如何なる利害の衝突について明らかにする事（補遺1を参照）。特に、編集者が提出原稿の著者である場合は、その原稿は他の編集者へ渡され、念入りに独立した検閲がなされなければならない。

## 2.7

発行されない提出論文上で記録されている研究を自己の研究の為に使用しないこと。

## 2.8

提出された論文については、その著者の提案した審査員の起用を検討すること。しかしながら、編集者は己の選んだ審査員を起用する権利を保有する。

## 2.9

編集者が最優先すべき重要な利害があると賢明にみなさない限り、著者が要求した審査員が相談するに相応しくない場合はその審査員を起用しない事。

## 2.10

審査員の名前や他の詳細を守秘すること。もし適切である場合は、裁判や上訴に関して審査員はそれに関わる審査員の名前を知らされる可能性もある。

## 2.11

科学的不正行為に関する示唆に対しては、通常はその著者との協議を通じて応答する事。これにより公式の「撤回」や訂正の出版が必要になる可能性も生じる。

## 2.12

提出された原稿の不採用に対しての著者の抗議に公正に対応する事。

## 2.13

情報保護規定を適宜守る事

### 注意

最も極端で異例の場合に限り、そして編集委員会と学術誌委員会議長の特別な合意の下において限定期間内の制裁が著者に適用される事もある。

### 3.0 著者

著作者である事についての普遍的に決められた定義は存在しない。最低限、著者はその研究においての特定の部分についての責任を負うべきである。著者であるとの判定は、情報収集や他の型どおりの研究に対しての、研究に関する発想、構想、分析や執筆への知的貢献の比重と平衡であるべきである。もし特定の個人に適当に帰することのできる作業が無ければ、その個人は著者であるとみなされるべきではない。全ての著作者は各々の論文の内容に対しての公的責任を負わなければならない。多くの研究に関する多領域的性質の為に困難であるかもしれないが、個人の貢献を明示する事によりこの点は解決されるであろう。

著作者は下記の責任を負う：

#### 3.1

正当に情報を収集、解釈する事。提出（そして出版された）原稿には他者の架空の情報、剽窃された資料、典拠の脱落、虚偽の優先記載、同一のデータの「隠された」重複出版や不正確な著者名により生じる科学的不正や詐欺行為が含まれていない事を編集者、審査員、読者そして発行者は想定する権利を有する。著者は如何なる著作権にも違反すべきではない。

#### 3.2

己の研究の簡潔で正確な報告、そしてその重要性についての客観的議論を提示すること。

#### 3.3

提出された原稿に関連した出版済みの研究に対しては、正確な典拠と引用によってしかるべく承認する事。如何なる出典も明示すべきであり、他者の資料からの著しい量が使用されるならば、著作権法に準じて、著者は許可を求めなければならない。

#### 3.4 (a)

研究を複数の原稿に過度に分割するのを避けること。編集者は提出された原稿について過度の分散を理由に不採用とする権利を有する。特に、一つの研究は、学会発表論文として出版させる為に多数の原稿に分割させられるべきではない。

#### (b)

二つ以上の論文が完全な相互参照無しに同一の仮説や論点又は結論を共有しているような形の重複した出版に従事するべきではない。過去の要約の出版や会議の報告書の再版には、その後出版に向けた関連提出物が除外されるわけではないが、完全なる発表はその提出時になされるべきである。他言語による論文の再出版は容認可能であるが、その原典が提出時に完全なそして卓越された発

表がされた場合に限る。

### 3.5

読者にとって有益である可能性がある為、同一の雑誌または少数の関連雑誌に関連原稿を出版する事を考慮する事。

### 3.6

如何なる雑誌においても、同一の著者による出版の考慮をする場合は、現在の原稿提出についての関連原稿を編集者に知らせる事。

### 3.7

一度に唯一冊の雑誌に出版する目的で原稿が提出されていることを保証すること。著者が一度に一冊以上の雑誌に原稿（又は本質的に同様の事象について記述している原稿）を提出することは容認されない。出版済みの学会発表論文についての完全な報告文書である論文が出版の為に提出される事は可能であるが、著者は過去に出版された学会発表論文について編集者に知らせる責任を負う。

### 3.8

提出された論文に他の科学者についての個人的批判が含まれていない事を保証すること。しかしながら、他の科学者の研究に関する批判については、正当性が示されるかもしれない。論文には、如何なる中傷的若しくは訴訟の原因材料が含まれていてはならない。

### 3.9

研究に貢献している全ての研究者に正当な謝辞を与える事。研究に著しく貢献した者は共筆者として記載されるべきである。原稿の提出時には、該当する著者は共筆者として名前が挙げられている者が出版の為に提出に賛成しているという事実を誓い、全ての共筆者（だけ）を適切に含めているという責任を引き受ける。該当する著者は全ての共筆者を代表して著作権認可書に署名をする。

### 3.10

原稿上に全ての研究資金源を明示し、如何なる利害の対立も公表すること（補遺1参照）。

### 3.11

研究において使用した化学物質や研究上の手順や装置に内在する非常に危険な要素について原稿中で明確に指摘すること。

### 3.12

研究上生きた動物や人間被験者の利用を伴う場合には、全ての実験が関連法律や

団体の指針に従って行われたという記載を原稿の中の方法／実験の部門に含める事、そしてその実験を許可した団体の委員会を記載する事。人間被験者への如何なる実験に対して告知に基づく同意が得られた事を記載に含める事。審査員は、懸念が生じた場合については特に意見を述べることを要求されることもあるであろう。

#### **4.0 審査員**

審査員は次の様な責任を有している：

##### **4.1**

原稿を極秘書類として取り扱う事。審査員が同僚に原稿について相談をする場合は、編集者はそれを知らされなければならない。

##### **4.2**

もし審査員が原稿を検討する資格を有しなかったり、原稿を検討する時間に不足していたら、審査員は、不当な遅延無く原稿を返却／破棄／消去したり編集者に通知すること。

##### **4.3**

原稿を客観的に、そして適時な方法で審査する事。審査員は批評の中で個人的批判をすべきではない。

##### **4.4**

もし利害の衝突（補遺1参照）があるならば、再検討するまでもなく編集者に原稿を返却する事。特に、審査員はもし己と個人的にまた職業上親しい関係で審査にかなりの偏りを与えると考えられるような人物によって著された、又は共著された原稿を審査すべきではない。

##### **4.5**

編集者や著者が審査員の批評の根拠を理解できるように審査の説明や裏づけをすること、そして出版された研究への引用を適時行う事。

##### **4.6**

提出された原稿と他の出版物若しくは他の雑誌において検討されている原稿の間において類似点が認められる場合は編集者に知らせる事。

##### **4.7**

提出された論文上の全ての未出版データ、情報、解釈そして議論の機密保持を保証し、自分自身の研究の為の未出版の又は提出された論文において、届け出され

た研究を利用してはならない。

#### 4.8

原稿に剽窃された資料や偽造されたデータが含まれている場合は編集者に警告すること。

#### 4.9

情報保護規定に適宜従う為に、提出された原稿を如何なる形においても保持したり複製したりしてはならない。

#### 4.10

生じる可能性のある如何なる利害の衝突について明らかにする事（補遺 1 参照）

。

<sup>1</sup>許可の下に “Ethical Guidelines to Publication of Chemical Research,” *Chem Rev.*, 1995, **95**, pp 11A-13A. © 1985, 1989, 1995 American Chemical Society. を部分的に転載した。